

江 監 第 1 4 号
令和3年8月19日

江 田 島 市 長 様
江 田 島 市 議 会 議 長 様
江田島市教育委員会教育長 様

江田島市監査委員 三浦 和英

江田島市監査委員 上松 英邦

定期監査（施設）及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同法同条第9項、第10項及び江田島市監査委員条例第10条の規定に基づき、その結果及び意見を報告します。

令和3年度

定期(施設)監査及び行政監査報告書

江田島市監査委員

目 次

第1	監査の期間	1
第2	監査の対象とした施設	1
第3	監査の着眼点と対象項目	2
第4	監査の目的	2
第5	監査の結果	2
1	市民生活部所管施設	
(1)	市民センター・支所	2
(2)	出張所・連絡所	3
(3)	交流プラザ	4
(4)	し尿処理施設	5
(5)	隣保館	5
2	福祉保健部所管施設	
(1)	保健センター	6
(2)	認定こども園	6
(3)	保育施設給食センター(にこにこ給食センター)	7
(4)	児童館	8
3	産業部所管施設	
(1)	農業振興関係施設	9
4	消防本部所管施設	
(1)	消防施設	9
5	教育委員会所管施設	
(1)	学校施設	10
(2)	生涯学習施設	12
6	企業局所管施設	
(1)	下水道事業施設(終末処理場)	14
7	土木建築部所管施設等	
(1)	工事実施現場(北迫4号2地区災害関連地域防災がけ崩れ対策工事)	15
第6	まとめ	16

第1 監査の期間

令和3年4月20日(火)～令和3年8月19日(木)

(実査日 令和3年5月11日(火), 17日(月), 18日(火), 21日(金))

第2 監査の対象とした施設等

市内全域の施設を対象に、一部を抽出して監査を行った。

監査の対象とした施設等は、次のとおりである。

所管部局名	分類	施設等名称	実施日	所管課
市民生活部	市民センター・支所	江田島市民センター	17日	江田島市民センター
		能美市民センター	11日	能美市民センター
		沖美市民センター	21日	沖美市民センター
		三高支所	21日	
	出張所・連絡所	切串出張所	17日	江田島市民センター
		鹿川出張所	11日	能美市民センター
		美能出張所 (沖美ふれあいセンター)	21日	沖美市民センター
		深江連絡所	18日	市民生活課
	交流プラザ	鷺部交流プラザ	17日	江田島市民センター
		鹿川交流プラザ	11日	能美市民センター
		三高交流プラザ	21日	沖美市民センター
	し尿処理施設	前処理センター	18日	地域支援課
	隣保館	鹿川文化センター	11日	人権推進課
		三高会館	21日	
福祉保健部	保健センター	大柿保健センター	11日	保健医療課
	認定こども園	認定こども園きりくし	17日	子育て支援課
		認定こども園のうみ	18日	
	保育施設 給食センター	保育施設給食センター	18日	
児童館	中町児童館	21日		
産業部	農業振興関係施設	農村環境改善センター	11日	農林水産課
消防本部	消防施設	江田島消防署能美出張所	21日	総務課
教育委員会	学校施設	中町小学校	11日	学校教育課
		三高小学校	21日	
		大古小学校	18日	
		大柿中学校	18日	
	生涯学習施設	切串公民館	17日	生涯学習課
		武道館	17日	
		能美図書館	21日	
		総合運動公園	17日	
		大柿地区歴史資料館 (灘尾記念文庫)	11日	

企業局	下水道事業施設	大柿浄化センター	18日	下水道施設課
土木建築部	工事実施現場	北迫4号2地区災害関連地域防災がけ崩れ対策工事	17日	建設課

第3 監査の着眼点と対象項目

- 1 基本的な事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
 - (1) 現金等の管理について、適正に保管・納付されているか。
 - (2) 公印等は、適正に管理されているか。
 - (3) 出勤簿及び休暇簿は、適正に整理されているか。
 - (4) 各関係諸帳簿は、良好に整備されているか。
- 2 施設等の管理・運営が、良好に行われているか。
 - (1) 施設の設置目的に合致しているか。また、施設の管理運営は、内容、運営時間等、市民の利便性を考慮したものとなっているか。
 - (2) 維持管理及び補修は、適切に行われているか。また、防火・防災対策、防犯対策、環境衛生対策は、適正に行われているか。
 - (3) 公共性、経済性及び安全性に考慮された施設運営となっているか。
 - (4) 施設内の整理整頓や機器類の整備は、適切に行われているか。
- 3 市が行う工事が、適正に行われているか。
 - (1) 事業の概要についての聞き取り。
 - (2) 設計、入札、契約、工事着手、完成等の関係書類の確認。
 - (3) 実地の確認。

第4 監査の目的

事務の執行状況及び施設の管理に重大な誤りがないか、事故防止のため、厳しい視点でチェックし、問題があれば躊躇することなく指摘を行う。

また、軽易なことに対しても、積極的に問題提起し、事務改善や見直しの契機を提供する。

なお、監査結果は、関係部署に報告するとともに、ホームページなどで公表することにより、市民が市政に対して関心を持ち、積極的な提案や議論が展開されることを期待する。

第5 監査の結果

1 市民生活部所管施設

(1) 市民センター・支所

本市では、行政サービス機能を備える市民センターが、江田島町・能美町・沖美町に設置されている。毎年度、この3か所の市民センターと三高支所とを併せた4施設を、対象としている。

ア 事務の執行について

(ア) 現金の保管は、適正にレジ・金庫で管理されており、収納した現金は、金融機関に払込みを行っているため問題はなかった。

切手等を保管している市民センター・支所は、所属長が残枚数を定期的に

確認するなど適正に処理されていた。

また、金庫内も整理整頓され良好に管理されていた。

- (イ) 公印の管理や領収印等の保管は、適正であった。
- (ウ) 出勤簿・休暇簿は、おおむね適正に処理されていた。
- (エ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていた。

イ 施設の管理・運営について

- (ア) 各施設とも整理整頓に努められ、おおむね適正な施設運営がなされていた。
- (イ) 夜間及び休日等の宿日直業務について、江田島市民センターはシルバー人材センターに委託し、沖美市民センター・能美市民センターは会計年度任用職員で対応している。いずれの施設も所定の時刻に出入口等の施錠を行い、適正に管理されている。平日の夜間や休日に施設利用がある場合は、利用に応じて出入口の開錠を行うなど適正に管理されている。また、三高支所は、1階事務所及び出入口を施錠するため、交流プラザの利用は、鍵の貸出しで対応している。

なお、三高支所については、旧三高支所建物内に残っている備品を整理し、備品台帳を更新する必要があるので適切に取り組みたい。

(2) 出張所・連絡所

本市では、出張所及び連絡所が10か所設置されている。

今年度の対象は、切串出張所・鹿川出張所・美能出張所・深江連絡所の4施設とした。

また、美能出張所では、沖美市民センターが管理する沖美ふれあいセンターについても同時に監査を行った。

切串出張所は、会計年度任用職員が2人配置されており、公民館職員も兼務している。勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までで、交替で時差出勤している。

鹿川出張所は、会計年度任用職員が2人配置されており、勤務時間は午前8時30分から午後0時30分までで、交替で勤務している。

美能出張所は、会計年度任用職員が2人配置されており、沖美ふれあいセンター職員も兼務している。勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までで、交替で時差出勤している。夜間・休日等の沖美ふれあいセンター利用については、鍵管理人で対応している。

深江連絡所は、会計年度任用職員が2人配置されており、勤務時間は午前8時30分から午後0時30分までで、交替で勤務している。

ア 事務の執行について

- (ア) 現金の保管は、適正に金庫で管理されており、収納した現金は、最寄りの金融機関に払込みを行うため、現金を長期間事務所で保管することはなく、特に問題はなかった。
- (イ) 公印や領収印の保管は、適正であった。
- (ウ) 出勤簿・休暇簿は、おおむね適正に処理されていた。

- (エ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていた。
- (オ) 沖美ふれあいセンターの令和2年度の利用者数は3,350人で、多くの市民に利用されている。利用者の多くは高齢者で、施設使用料が全額免除となっている。一部の利用申請書に免除理由の具体的な記載がなく、利用許可書にも減免決定等の記載が見当たらなかった。減免の手続きに当たっては、適切な事務処理に努められたい。

イ 施設の管理・運営について

事務室内は、整理整頓されていた。また、併設する公民館等の玄関・ロビーなども掃除が行き届き、良好に管理されていた。

(3) 交流プラザ

本市では、まちづくり、地域活動及び生涯学習の拠点となる地域の集会機能を集約した交流プラザが、7か所設置されている。

今年度の対象は、鷺部交流プラザ・鹿川交流プラザ・三高交流プラザの3施設とした。

鷺部交流プラザは、鷺部地区の中心施設で、会計年度任用職員が1人配置されている。業務時間は午前8時30分から午後0時30分までで、勤務時間以外の利用については、鍵管理委託で対応している。施設は、自主活動グループが主に利用し、令和2年度の利用件数は402回、利用者数は4,623人であった。

鹿川交流プラザは、鹿川地区の中心施設で、施設内に鹿川出張所・鹿川文化センターがある。施設内の出張所が、交流プラザを管理している。施設の鍵管理について、出張所・文化センター職員の勤務時間以外の施設利用は、鍵管理人で対応している。交流プラザ完成後の令和2年6月から令和3年3月までの利用件数は103回、利用者数は914人であった。

三高交流プラザは、旧沖美公民館に代わる三高地区の中心施設として、令和2年8月に新築工事が完了した。施設内の三高支所が、交流プラザを管理しており、施設1階の一部を商工会に事務所として貸付けている。施設の鍵管理について、三高支所職員の勤務時間以外の施設利用は、鍵の貸出しで対応している。交流プラザ完成後の令和2年8月から令和3年3月までの利用件数は125回、利用者数は1,206人であった。

ア 事務の執行について

(ア) 鷺部交流プラザの現金の取扱いは、施設使用料で、収納した現金は、最寄りの金融機関に払込みを行うため、現金を長期間事務所で保管することはなく、特に問題はなかった。

鹿川交流プラザの施設使用料は鹿川出張所で、三高交流プラザの施設使用料は三高支所で、それぞれ収納し、適正に管理されていた。

(イ) 鷺部交流プラザの領収印の保管は、適正であった。

(ウ) 鷺部交流プラザの出勤簿・休暇簿は、おおむね適正に処理されていた。

(エ) 施設利用申請書等は、おおむね適正に整理・保管されていた。

イ 施設の管理・運営について

施設内は、整理整頓され、利用者等による掃除で、良好に管理されていた。
また、使用していない部屋は基本的に施錠し、安全管理に努めていた。

ウ 工事関係について

鷺部及び鹿川の交流プラザ工事は、公共施設再編整備事業の一部で、まちづくりや地域活動の拠点となる施設として、鷺部交流プラザは旧鷺部公民館を改修して、令和2年3月に工事が完了し、鹿川交流プラザは、旧鹿川公民館・鹿川文化センター・鹿川出張所を集約して、令和2年5月に新築工事が完了した。

それぞれの工事について、工事施工伺い、入札執行書類、工事請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類がおおむね適正に処理されていることを確認し、施設の工事施工状況についても確認した。

交流プラザを各地区のまちづくり、地域活動及び生涯学習の拠点として、これまで以上に十分利用していただきたい。

(4) し尿処理施設

本市では、し尿処理施設として、前処理センターが能美町鹿川に設置されている。この施設は、平成26年6月に建設された汚水処理施設で、受入れしたし尿等は、直接脱水処理後、汚泥はリレーセンターへ搬出し、ろ液は鹿川浄水場から取水した水で希釈して下水道管に放流し、最終的に大柿浄化センターで処理されている。施設内の臭気は、生物脱臭と活性炭吸着脱臭の処理を行って無害化し、大気に開放することで公害防止にも配慮した施設となっている。

施設は、地域支援課長が統括しており、職員2人、再任用職員1人が配置されている。

令和2年度し尿投入手数料の実績は、9,864,000円であった。

ア 事務の執行について

(ア) し尿投入手数料は、月単位で集計し、各事業者が金融機関で納付するため現金の取扱いはない。

(イ) 出勤簿・休暇簿は、おおむね適正に処理されていた。

(ウ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていた。

イ 施設の管理・運営について

施設内は、整理整頓され、敷地内も除草等を業務委託しており、雑草やごみの散乱はなく良好に管理されていた。

施設の大型機械の操作等は、細心の注意を払い、安全に業務運営されている。今後も、安全管理に十分配慮し、施設設備の保守点検・運転等に努められたい。

(5) 隣保館

本市では、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれた施設として、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため、宮ノ原隣保館・鹿川文化センター・三高会館・大柿厚生文化センターの4館の隣保館が設置されている。今年度の対象は、鹿川文化センターと三高会館の2施設とした。

鹿川文化センターは、会計年度任用職員 2 人、三高会館は、再任用職員と会計年度任用職員の 2 人により、相談事業や広報・啓発活動などに取り組んでおり、施設の管理も行っている。

ア 事務の執行について

- (ア) 施設使用料は、利用者が金融機関で納付するため、現金の取扱いはない。
- (イ) 出勤簿・休暇簿は、おおむね適正に処理されていた。
- (ウ) 各関係諸帳簿・施設利用申請書等は、おおむね適正に処理・保管されていた。

イ 施設の管理・運営について

- (ア) 施設内は、整理整頓されており、良好に管理されていた。
- (イ) 休日や夜間等に施設を利用する場合は、鍵管理人で対応している。
- (ウ) 鹿川文化センターは、平成 2 年 6 月に完成した鹿川交流プラザ内に併設となっており、利用者の利便性が向上している。

2 福祉保健部所管施設

(1) 保健センター

本市では、各町に 1 か所ずつ計 4 か所に保健センターが設置されている。

今年度の対象は、改修工事を行った大柿保健センターとした。

この保健センターは、大柿町大原の大柿老人福祉センター敷地内に平成 10 年に設置された施設で、保健医療課が管理している。

ア 工事関係について

大柿保健センターは、大柿市民センター建替え工事に伴い、移転が必要となった江田島市社会福祉協議会が運営する「自立支援センター（ゆうゆう）」の移転先となった。自立支援センターとして事業実施ができるよう改修が必要であったため、社会福祉課が改修工事の主担当課となり、令和 2 年 6 月から令和 2 年 9 月まで、工事を行っている。

改修工事について、工事施工伺い、入札執行書類、工事請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類がおおむね適正に処理されていることを確認した。施設の改修状況も図面及び完成写真で確認した。

(2) 認定こども園

本市では、小学校就学前子どもに対し、一貫した保育及び幼児教育を実施するため、5 園の認定こども園が設置されている。

今年度の対象は、認定こども園きりくしと認定こども園のうみの 2 園とした。

各園の職員数と園児数は、次のとおりである。

職員数(令和 3 年 4 月 1 日現在)

(単位：人)

名 称	園 長	保育士	会計年度任用職員	合 計
認定こども園きりくし	1	3	4 (時短勤務者 2)	8
認定こども園のうみ	1	10	10	21

※職員は、早番・平常・遅番の勤務を交替で行っている。

園児数(令和3年4月1日現在)

(単位：人)

名称	年長	年中	年少	3歳未満	合計
認定こども園きりくし (定員40)	7	5	5	8	25
認定こども園のうみ (定員170)	39	24	34	27	124

ア 事務の執行について

- (ア) 公印は、適正に管理・保管されていた。
- (イ) 出勤簿・休暇簿等は、おおむね適正に処理されていた。
- (ウ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されており、備品管理についても良好であった。
- (エ) 保育日誌等から、園児一人一人に配慮して、きめ細やかな保育を提供していることがうかがえた。
今後も、園児が健康で安全に過ごせる環境をつくり、園児一人一人の家庭環境、発達課題に配慮しつつ、様々な活動や体験を通して豊かな心が育つような保育の提供を期待する。

イ 施設の管理・運営について

- (ア) 施設内及び園庭は、整理整頓されており、良好に管理されていた。
- (イ) 安全管理・防犯対策等については、防犯カメラを設置して出入り口の監視を強化することで、不審者が侵入しにくい環境を整えている。
また、実際の災害時に安全に避難できるように月1回テーマに沿った防災訓練を実施している。

ウ 工事関係について

認定こども園のうみ新築工事は、本市の子ども・子育て支援事業計画に定めた保育施設再編整備計画に基づき、中町保育園を統合し、令和2年5月に完了した。
新築工事について、工事施工伺い、入札執行書類、工事請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類がおおむね適正に処理されていることを確認した。
完成施設の状況についても、現地確認を行った結果、おおむね適正であった。
なお、認定こども園のうみの駐車場については、入口・出口を分けるなど混雑する時間帯に事故が無いよう配慮されている。
今後も、入口・出口の表示を大きく見えやすくするなどの工夫をされ、駐車場の更なる安全確保に努められたい。

(3) 保育施設給食センター(にこにこ給食センター)

本市では、平成27年4月から子どもの成長に応じたきめ細かな給食を提供するため、その調理業務を一括処理する施設として、大柿町大原に保育施設専用の給食センターを設置している。

この施設は、場長をはじめとする職員3人、会計年度任用職員11人の計14人で、給食運搬業務については、業者に委託している。

1日の供給数は、5園分の約560食で、運搬車2台が、能美・沖美と江田島・切串・大柿にそれぞれ配送している。

ア 事務の執行について

- (ア) 公印は、適正に管理・保管されていた。
- (イ) 出勤簿・休暇簿等は、おおむね適正に処理されていた。
- (ウ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されており、備品管理についても良好であった。

イ 施設の管理・運営について

- (ア) 施設内は、整理整頓され、機器類の保守・点検等も定期的に行われており、良好に管理されていた。
- (イ) 施設では、子どもの食物アレルギー対応について、栄養士が保護者と個別面談を実施するなど保護者の不安軽減に努めている。また、手作りのおやつを提供も行っている。
- (ウ) 衛生管理については、体温測定、体調管理、手指消毒、エプロン・手袋の着用や月2回の検便等を実施し、新型コロナウイルスに限らず、感染症対策には細心の注意を払っている。

今後も衛生管理を徹底し、安全・安心・おいしい給食の提供を目指していただきたい。

(4) 児童館

本市では、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするため、3か所の児童館が設置されている。

今年度の対象は、中町児童館とした。

中町児童館は、能美町中町にあり、会計年度任用職員5人で、放課後児童クラブの業務も兼務している。

ア 事務の執行について

- (ア) 出勤簿・休暇簿等は、おおむね適正に処理されていた。
- (イ) 施設使用申請書等は、おおむね適正に整理・保管され、備品管理についても、良好であった。使用料の徴収等については、子育て支援課が一括管理しているため、現金の取扱いはない。

イ 施設の管理・運営について

- (ア) 施設内は、整理整頓され、敷地内も雑草やごみなどはなく良好に管理されている。
- (イ) 季節に合わせたものづくりなどの行事を行い、親子のふれあいの場・親同士の交流の場を提供して、利用率の向上に努めている。また、外部講師によるリトミック教室等も開催されている。

3 産業部所管施設

(1) 農業振興関係施設

本市では、農業の健全な発展を目的として、農業経営の確立及び発展並びに農村在住者の教養の向上、健康の増進、定住の促進、農業指導及び就業改善相談を図るため、4か所の農業振興関係施設が設置されている。

今年度の対象は、能美町鹿川の農村環境改善センター(わくわくセンター)とした。

ア 施設の管理・運営について

(ア) 管理は、同一敷地内にある社会福祉協議会へ委託しており、商工会能美支所の事務所として使用している部屋以外は、通常無人となっている。

(イ) 施設は、市の研修会やイベント等で使用されることが多く、おおむね良好に管理されている。

(ウ) 施設利用に関する申請等は、農林水産課と社会福祉協議会が連絡を密にして管理している。

(エ) 令和2年度は、一部のトイレを洋式化し、利用者のための環境改善を行っている。

この施設は、本市の地域防災計画の拠点避難所に指定されており、災害時は地域住民の避難所としての役割も果たす重要な施設でもある。

今後も、拠点避難所として機能する施設にするためにも、適切な維持管理を行い、老朽化した設備等の修繕・改修を計画的に進められたい

4 消防本部所管施設

(1) 消防施設

本市では、消防署の組織として本署及び出張所があり、今年度の対象は、江田島消防署能美出張所とした。

能美出張所は、所長以下14人の職員で業務に当たっている。隔日勤務者は、1係・2係が交替で、午前8時30分から翌日の午前8時30分まで勤務している。また、職員の休日については、週休指定表を計画・作成し、適正に取得している。

ア 事務の執行について

(ア) 時間外命令簿は、適正に処理・管理されていた。

(イ) 救急出動時に使用するフェリーの回数券は、適性に保管・管理され、備品管理についても適正であった。

イ 施設の管理・運営について

(ア) 車両は、ポンプ車1台、積載車1台、広報車1台、大型化学高所放水車1台、救急車2台(内1台は軽自)、赤バイ1台、スクーター1台の計8台配置されており、毎朝車両点検等を行い、救急出動・火災等の災害発生時には、最大限の能力が発揮できるよう万全を期している。

(イ) 建物は、令和元年7月に新築工事が完了している。1階には、事務室・仮眠室・車庫・その他出動に必要な部屋が設けられ、整理整頓されており、最短

時間で出動できるよう動線が確保されている。2階は、食堂・トレーニング室等で、掃除が行き届き適正に管理されている。

- (ウ) 安全管理等については、緊急車両が出動する際、交差点が近く、認定こども園に隣接していることから、敷地南西側に設置した出動表示灯で消防車両の出動を知らせることで、安全確保に努めている。新型コロナウイルス感染症についても、徹底した感染防止対策を行っている。また、庁舎内外に監視カメラが4か所設置され、侵入・盗難防止が図られており、所内職員全員が出動する際は、表出入口を施錠して、消防本部でモニター監視を行っている。

ウ 工事関係について

江田島消防署能美出張所は、旧庁舎の老朽化が著しく耐震補強もされていないため平成28年度から事業を計画し、令和元年7月に新築工事が完了した。

新築工事について、工事施工伺い、入札執行書類、工事請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類がおおむね適正に処理されていることを確認した。完成施設の状況についても、現地確認を行った結果、良好であった。

5 教育委員会所管施設

(1) 学校施設

本市では、小学校6校、中学校4校の計10校の公立学校が設置されている。

本年度の対象は、中町小学校、三高小学校、大古小学校、大柿中学校の4校とした。例年同様、初めに各学校が作成している学校要覧等によって、校長及び教頭から学校の概要・教育目標等の説明を受けた。それぞれに特色があり、学校教育に対する先生方の熱意が伝わってきた。また、校内巡視の際、児童・生徒が進んで元気よく挨拶をしてくれ、明るい雰囲気を感じ取れた。

ア 事務の執行について

- (ア) 現金管理について、学校で公金の取扱いは、ほとんどなく、諸経費等を徴収する場合は、金庫等で保管し通帳に入金しているため、適正に管理されている。

- (イ) 公印の管理、切手等の保管やその他関係書類等についても、各学校とも適正に処理・整備されていた。

- (ウ) 各学校とも備品管理は、おおむね適正であった。

イ 施設の管理・運営について

各学校の安全管理・防犯対策等は、児童・生徒登校後の閉門、防犯カメラの設置、教職員の目視による定期的な安全点検等、適切な対応が行われている。

(ア) 中町小学校

各学年は1クラス、特別支援学級は2クラスの計8クラスで、全校児童は115人である。

理科室や音楽室等の教材薬品、楽器等の保管状況などを中心に校内を巡視した。特に教材薬品の部屋及び保管庫は、厳重に施錠され、表示もあり適正に保管されていた。

校舎は、昭和52年度に建築され、平成15年度には耐震補強と大規模改

修が実施されており、施設環境は良好である。今年度、屋内運動場前の水はけ改善工事を予定している。

(イ) 三高小学校

1・2学年は各1クラス、3・4学年で1クラス、5・6学年で1クラス、特別支援学級は2クラスの計6クラスで、全校児童は49人である。

理科室や音楽室等の教材薬品、楽器等の保管状況などを中心に校内を巡視した。特に教材薬品の部屋及び保管庫は、嚴重に施錠され、表示もあり適正に保管されていた。

校舎は、昭和53年度(西館)と平成14年度に建築されており、校舎(西館)については、平成8年度に大規模改修、平成25年度に耐震補強が実施されている。屋内運動場についても、平成28年度に耐震補強工事が完了しており、施設環境は良好である。今年度、プールのろ過装置、職員室のブラインドの修繕等の工事を予定している。

(ウ) 大古小学校

各学年は1クラス、特別支援学級は3クラスの計9クラスで、全校児童は168人である。

理科室や音楽室等の教材薬品、楽器等の保管状況などを中心に校内を巡視した。特に教材薬品の部屋及び保管庫は、嚴重に施錠され、表示もあり適正に保管されていたが、一部使用していない古い薬品があったため、教育委員会と連携し、廃棄処分するよう助言した。

校舎は平成15年度に、屋内運動場は平成13年度に建築され、耐震基準を満たしており、施設環境は良好である。今年度、プールのろ過装置の修繕工事を予定している。

(エ) 大柿中学校

各学年は1クラス、特別支援学級は1クラスの計4クラスで、全校生徒は62人である。

理科室や音楽室等の教材薬品、楽器等の保管状況などを中心に校内を巡視した。特に教材薬品の部屋及び保管庫は、嚴重に施錠され、表示もあり適正に保管されていた。

校舎は、昭和49年度と昭和51年度に建築され、北校舎は平成8年に、南校舎は平成22年に、それぞれ耐震を含む大規模改修が実施されている。平成29年度には、渡り廊下耐震工事と武道場吊り天井撤去工事が完了しており、施設環境は良好である。今年度は、グラウンドの整備、トイレの洋式化工事を予定している。

ウ その他

(ア) 不登校・いじめ等について

令和2年度において、数件の事例があり、学校・保護者・教育委員会が、連携して対応し、現在も継続して対応している事例もあるとの報告を受けた。今後も、関係機関と連携し、適切な対応をお願いする。

大柿中学校では、今年度から不登校、不登校傾向及び特別な支援が必要な

児童生徒への支援を行う不登校 SSR (スペシャルサポートルーム) 推進校の指定を受け、個に応じた学習支援等による不登校の未然防止や不登校等生徒の社会的自立に向けた支援が充実できるよう取り組んでいる。

(2) 生涯学習施設

ア 切串公民館

本市では、社会教育施設として公民館が2か所設置されている。

今年度の対象は、切串公民館とした。

切串公民館は、出張所が併設となっているため、会計年度任用職員が2人配置されている。勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までで、交替で時差出勤しており、夜間・休日等の施設利用については、鍵管理人で対応している。

(ア) 事務の執行について

公民館使用料等で現金を取り扱う場合は、適正に金庫で管理され、最寄りの金融機関に払込みを行うため、現金を長期間事務所で保管することはなく、特に問題はなかった。

公印・領収印の保管は、適正であった。

出勤簿・休暇簿は、おおむね適正に処理されており、各関係諸帳簿についても、おおむね適正に整理・保管されていた。

(イ) 施設の管理・運営について

館内のロビー・廊下等の整理整頓は、おおむね良好であった。

イ 武道館

本市では、スポーツの普及振興と市民の体力の向上を図るため、5か所の体育施設が設置されている。今年度の対象は、武道館とした。

武道館は、江田島町中央に平成8年度に建築された施設で、1・2階は駐車場、3階が剣道場・柔道場となっている。令和2年度の利用者数は、3,026人であった。

(ア) 施設の管理・運営について

この施設は、通常無人のため生涯学習課が管理している。館内の清掃は、業務委託して月2回程度行われ、敷地内の除草作業についても委託しており、比較的きれいに使用されている。しかし、開館から約25年が経過し、経年劣化による雨漏りが数か所で見られた。今後、雨漏りの状況を確認し、修繕等の対策を講じられたい。

ウ 能美図書館

本市では、図書館が2か所設置されている。

今年度の対象は、能美図書館とした。

館長は、江田島図書館長が兼務し、再任用職員1人と会計年度任用職員3人が配置されている。開館時間は、午前9時30分から午後7時までで、毎週木曜日が休館となっている。定期的に絵本の読み聞かせ会等の行事や読み聞かせをする人のための研修会・勉強会も行っている。

令和3年3月31日現在の利用者カード登録者数は、4,751人で、令和2年

度の来館者数は、12,124人であった。

蔵書数等は、次のとおりである。

蔵書数(令和3年3月31日現在)及び令和2年度の貸出数

	一般図書 (冊)	児童図書 (冊)	CD (枚)	ビデオテープ (本)	紙芝居 (冊)	郷土資料 (冊)	DVD (枚)
蔵書数	27,018	11,588	468	213	219	600	641
貸出数	24,261	10,127	793	2	116	31	1,934

(ア) 事務の執行について

公印・領収印の保管は、特に問題はなかった。

出勤簿・休暇簿は、適正に処理されており、各関係諸帳簿についても、おおむね適正に整理・保管されていた。

(イ) 施設の管理・運営について

館内の整理整頓は、おおむね良好で適正に管理されていた。

安全管理・防犯対策については、警備保障会社に業務委託しており、特に問題はなかった。

エ 総合運動公園

本市では、スポーツの普及振興と市民の体力の向上を図るため、5か所の有料公園施設が設置されている。今年度の対象は、総合運動公園とした。

総合運動公園は、大柿町飛渡瀬に平成7年度に整備された施設で、多目的広場・テニスコート等があり、夜間も使用できるよう照明施設も整っている。開園時間は、午前9時から午後10時までで、毎週月曜日が休園となっている。平日及び土曜日の開園から午後3時30分まで会計年度任用職員が勤務し、日曜日及び午後3時30分～閉園までの時間を江田島eスポーツクラブに業務委託している。令和2年度の利用者数は、10,632人であった。

(ア) 事務の執行について

現金の管理について、使用料として収納した現金は、鍵の掛かる場所に保管され、問題はなかったが、金融機関に払込みをする日が決まっていないので、曜日等を決め定期的に払込みをされたい。

領収印の保管は、特に問題はなく、出勤簿・休暇簿は、おおむね適正に処理されていた。

総合運動公園の年間利用者は、1万人を超え多くの市民等に利用されている。利用者の多くは高齢者又は18歳未満で、施設使用料が全額免除となっている。一部の利用申請書に免除理由の具体的な記載がなく、利用許可書にも減免決定等の記載が見当たらなかった。減免の手続きに当たっては、適切な事務処理に努められたい。

(イ) 施設の管理・運営について

事務所内は整理整頓され、公園内についても定期的に除草作業等を行っており、おおむね良好に管理されていた。

(ウ) 工事関係について

経年により機能・性能が劣化していたテニスコート(2面)の改修工事が、

令和2年3月に完了した。

改修工事について、工事施工伺い、入札執行書類、工事請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類がおおむね適正に処理されていることを確認した。

完成施設の状況についても、現地確認を行った結果、良好であった。

オ 大柿地区歴史資料館(灘尾記念文庫)

本市では、文化財に関する市民の知識及び教養の向上に資するため、大柿地区歴史資料館が設置されている。

資料館は、大柿町大原に昭和61年度に建築された施設で、2階に灘尾記念文庫を併設しており、こちらの施設についても同時に監査を行った。

1階は、古文書を中心に大柿町の歴史資料が展示され、2階は、大柿町出身の元衆議院議長などを歴任された故灘尾弘吉先生の蔵書を中心に、先生が使用された教科書等も展示されている。

開館時間は、午前9時から午後5時までで、毎週月曜日が休館となっており、会計年度任用職員が2名配置され交替で勤務している。

入館料は無料で、令和2年度の入館者数は、875人であった。

(ア) 事務の執行について

公印の保管は、特に問題はなく、出勤簿・休暇簿は、おおむね適正に処理されていた。

(イ) 施設の管理・運営について

館内の整理整頓は、おおむね良好で適正に管理されていた。

安全管理・防犯対策については、警備保障会社に業務委託しており、特に問題はなかった。

今年度は、2階床のタイルマットの張り替えを予定している。

6 企業局所管施設

(1) 下水道事業施設(終末処理場)

本市では、下水道事業の終末処理場として、7か所の浄化センターが設置されている。今年度の対象は、大柿浄化センターとした。

大柿浄化センターは、平成14年度に大柿町深江に整備された。処理区域は、深江、小古江、大原で、特定環境保全公共下水道事業の終末処理場施設である。

計画処理能力は、1,400 m³/日、最大汚水流入量は、約700 m³/日、平均汚水流入量は、約500 m³/日である。このうち約30%が、前処理センターからの流入である。

ア 施設の管理・運営について

業者に業務委託をしており、施設の機能を十分発揮できるよう良好に維持管理されている。下水道管を通して浄化センターに流入した汚水は、これに活性汚泥(微生物の固まり)と空気を送り込み、微生物によって処理している。汚水流入量や気温・天候によって処理状況が変化するため、前処理センターと連携し、流入量の調整を適切に行っている。また、最終沈殿池にある汚泥については、濃縮・

脱水したのち搬出し、他の業者で肥料として再生される。上澄みの処理水については、消毒を行い海に放流されるほか、深江地区オリーブ園の農業用水として再利用されている。

施設内は、悪臭もなく整備されている。令和2年度は、無停電電源装置及び脱水機汚泥供給ポンプの修繕を行っている。

今後も計画的に設備機器の更新等を行い、適切な維持管理に努められたい。

7 土木建築部所管施設等

(1) 工事実施現場(北迫4号2地区災害関連地域防災がけ崩れ対策工事)

工事の目的は、平成30年7月豪雨災害により、斜面崩壊が発生し、人家が被害を受けたため、斜面崩壊対策工事を実施した。

この工事は、平成30年度に災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に採択され、令和2年度に事業が完了した。

工事の実施期間は、令和元年10月5日から令和3年1月29日で、補助事業の成果は、工事延長 $L = 18 \text{ m}$ 、吹付法砕工 $A = 392 \text{ m}^2$ である。

ア 関係書類の確認

工事について、工事施工伺い、入札執行書類、工事請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類がおおむね適正に処理されていることを確認した。

イ 事業の趣旨・効果・所見等

現場を訪れ、担当者から概要説明を受けて、令和2年度の工事完了を確認した。今後、降雨等により更なる災害が発生しないような斜面崩壊対策工事を施工している。

第6 まとめ

今回の施設監査では、32か所を対象とし、4日間で実施しました。

事務の執行については、特に大きな問題はなく、おおむね良好でした。

施設管理については、各施設ともおおむね良好でしたが、一部の施設は修繕を要するものがあり、安全面などを考慮し、整備されることを望みます。

また、公共施設の再編整備事業により、まちづくりや地域活動の拠点となる施設が毎年、新設や改修されており、多くの市民に利活用していただきたいと思えます。

認定こども園の安全管理・防犯対策等については、防犯カメラを設置し出入口の監視を強化し、防災訓練などを実施することにより、子供たちの安全を守ることに取り組まれていました。

一方で、園舎周辺の交通量が多いこども園もあり、安全管理についてのリスクを想定した上で注意喚起を図り、事故等に対する危機管理体制を整えていただきたいと思えます。

今後も、子育てしやすい環境整備を進め、江田島市の宝である子供たちを守ることににより、地域の活性化につなげていくことを期待します。

工事の施工については、特に大きな問題はなく、適正に実施されてきました。

施設全体としては、江田島市公共施設のあり方に関する基本方針に基づき推進している公共施設再編整備事業の一部として、この度は施設の統廃合や複合化により、鹿川交流プラザや三高交流プラザが設置されました。今後も、再編整備などが進められる中で、地域の活性化のため、市民の利便性向上やニーズを考慮しながら、健全な財政運営が図られるよう計画的に行われることを期待します。

最後に、短期間の資料作成や関係資料の提出など、関係各位の御協力により、順調に監査を実施することができましたことに、感謝するところです。